平成２４年（フ）第１３０５７号
東京都千代田区九段南２丁目６番７号　ライオンズマンション101号
破産者　株式会社日商美
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１５２号
埼玉県比企郡川島町大字山ケ谷戸407番地
破産者　有限会社アール・エンジニアリング
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１６５号
東京都町田市原町田６丁目29番１号
破産者　町田化成工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３１３号
埼玉県川越市むさし野26―22―105
破産者　舘岡　浩司
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９１７号
東京都目黒区中町２丁目27―１
破産者　元田　正敏
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６１号
東京都八王子市片倉町814―10―102
破産者　土橋かず子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６２号
東京都八王子市片倉町814―10―102
破産者　土橋　行央
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８３４号
神奈川県横須賀市武５丁目16番11号
破産者　有限会社石工喜多村
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８３５号
神奈川県横須賀市武５丁目16―11
破産者　喜多村　肇
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２６８号
東京都葛飾区青戸７丁目１番27号、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区青戸４丁目20番11号
破産者　ユメディカ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３５６号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台３丁目14―12
破産者　ＢＡＲ　ＢＥＲ　Ｋ２倶楽部こと　川崎　訓久
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４９５号
東京都中野区野方３丁目４―２
破産者　渡邉　裕晃
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０９号
岐阜県多治見市京町５丁目85―８　Ｓ・Ｇｒｅｅｎ・Ｈｉｌｌ―Ｉ―101、開始決定時の住所東京都大田区大森北６―５―10―301
破産者　夏井　雅人
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１号
東京都足立区神明１丁目９―４―203、開始決定時の住所東京都足立区千住東２丁目９―８―505
破産者　熊谷　義明
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０４号
東京都江戸川区一之江８丁目10番６号
破産者　ＣＴＫ　ｇｒｏｕｐ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５４号
東京都荒川区東尾久１丁目12番３号
破産者　有限会社草間製作所
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６号
東京都練馬区旭丘１丁目38番１号
破産者　スタジオむっち有限会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２１号
東京都荒川区西日暮里２丁目２番11号
破産者　有限会社伸和企画
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２２号
東京都荒川区西日暮里４丁目25―16
破産者　辻元　隆雄
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４５号
東京都町田市忠生１丁目22番１号
破産者　有限会社エス・ティー・エム・ツーワン
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６号
東京都町田市木曽東１丁目３―Ｃ４―506
破産者　佐藤　孝雄
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４７号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地２―５―106
破産者　佐藤　　司
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部